

第9回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成23年9月8日提出

1. 件数 21件

【内訳】 議案 21件（条例関係 5件、決算関係 4件、予算関係 11件、その他 1件）

2. 議案の要旨

《条例関係》

議案第68号	南相馬市公共用施設維持基金条例の一部を改正する条例制定について
--------	---------------------------------

【趣旨】

電源立地地域対策交付金により造成した基金の処分について一部変更が生じたため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 基金を処分できる用途の追加

「東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、津波及び原子力発電施設の事故）による災害からの復旧及び復興並びに市民の生活支援を目的とする事業に要する経費の財源に充てるとき」を追加

- 事業例) (1) 避難所運営事業
(2) 環境モニタリング機器整備事業
(3) 仮設小・中学校建設事業

2 施行日

公布の日から施行し、平成23年4月13日以降の事業から適用する。

議案第69号	南相馬市税条例等の一部を改正する条例制定について
--------	--------------------------

【趣旨】

地方税法等の一部改正に伴い、寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引下げなど、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 第1条による改正

- (1) 寄附金税額控除の見直し
①適用限度額の引下げ
5,000円⇒2,000円（税法の改正）

②対象の見直し

別に定める特定非営利活動法人への寄附を対象に加える。

(2) 不申告に係る罰則（過料）の見直し・創設

下記の不申告等に係る過料を、3万円以下から10万円以下と改める。（創設の場合は10万円以下）

市民税の納税管理人に係る不申告	見直し
市民税に係る不申告	見直し
退職所得申告書の不提出	見直し
固定資産税の納税管理人に係る不申告	見直し
固定資産税に係る不申告	見直し
軽自動車税に係る不申告	見直し
たばこ税に係る不申告	創設
鉱産税に係る不申告	創設
鉱産税の納税管理人に係る不申告	見直し
特別土地保有税の納税管理人に係る不申告	見直し
特別土地保有税に係る不申告	創設

(3) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例

①期間の延長

平成24年度 ⇒ 平成27年度

②免税対象飼育牛の年間売却頭数の緩和

2,000頭 ⇒ 1,500頭（税法の改正）

2 第2条による改正

上場株式等の配当所得・譲渡所得に係る特例期限の延長

平成23年12月31日 ⇒ 平成25年12月31日

3 第3条による改正

NPO法人の寄附金に係る文言の整理

4 第4条による改正

非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の施行日の延長

平成25年1月1日 ⇒ 平成27年1月1日

5 施行日等

公布の日。ただし、下記については、それぞれに規定する日

①特定NPO法人に対する寄附金に係る税額控除

平成24年度以後の年度分の個人市民税

②不申告に係る罰則（過料）の見直し・創設

公布の日から2月経過した日

③肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の特例

平成25年1月1日

議案第70号	南相馬市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 制定について
---------------	---

【趣旨】

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を拡大するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 災害弔慰金の支給遺族の範囲拡大

死亡者に配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもがいない場合で、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時に死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に災害弔慰金を支給する。

2 施行日

公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用。

議案第71号	南相馬市立病院医師修学（臨時特例）資金貸与基金条例制定について
---------------	--

【趣旨】

寄附申込者の趣意に基づく市立病院の医師確保のための医師修学（臨時特例）資金貸与事業の原資とする寄附金について、基金を設置し、管理・運営するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 設置目的

南相馬市立病院医師修学（臨時特例）資金貸与条例の規定に基づく修学資金を貸与する事業に要する資金を積み立てるため。

2 積立金の額

1億800万円

※原資…東日本大震災及びこれに伴い発生した原発の事故による放射能汚染問題に起因して喫緊の課題となった市立病院の勤務医の緊急的確保・充実に資することを目的として南相馬市に寄附された「光和資金」

3 基金の処分

基金の設置目的の経費に当てる場合に限り処分可能

4 施行日

公布の日

議案第72号 南相馬市立病院医師修学（臨時特例）資金貸与条例制定について

【趣旨】

寄附申込者の趣意に基づき、市立病院の医師確保を図るため、将来、市立病院へ医師として勤務しようとする医学生に対し、修学に必要な資金を貸与する医師修学（臨時特例）資金貸与事業を創設するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 対象者

福島県立医科大学又は東北大学の医学部に在学する者であって、将来市立病院に医師として勤務しようとするもの。

2 貸与の額・方法

- (1) 貸与の額 月額24万円（入学した月は入学金等相当額300万円を加算）
- (2) 貸与の方法 毎月1月分ずつ貸与。ただし、申請により6月分をまとめて貸与することが可能

3 貸与の取消し及び貸与の休止

- (1) 貸与の取消し
 - ①大学を退学し、又は医学部から他の学部に移ったとき。
 - ②心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき。
 - ③学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - ④臨時特例修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - ⑤死亡したとき。
 - ⑥その他資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (2) 貸与の休止
 - ①休学したとき。
 - ②停学の処分を受けたとき。

4 返還債務の当然免除

被貸与者が、大学卒業後2年以内に医師となり、かつ、医師となった後、直ちに臨床研修に従事し、その後継続して後期研修又は市長が指定する病院又は診療所の医師としての勤務に従事している場合、次の各号のいずれかに該当するに至ったと

きは、貸与を受けた資金を返還すべき義務の全部を免除

- (1) 市立病院の医師として継続して在職した期間が資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき。
- (2) 在職期間中に、公務上の事由により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職され、若しくは退職したとき。

5 返還義務

被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた資金の総額に相当する額を当該事由が生じた日の属する月の翌月から1年以内一括して返還しなければならない。この場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、分割返還を認め、又は別に期限を定めての返還を認めることができる。

- (1) 資金の貸与決定が取り消されたとき。
- (2) 医師となった後、直ちに臨床研修に従事しなかったとき。
- (3) 医師となった後、直ちに臨床研修に従事したが、その後、継続して後期研修等に従事しなかったとき。
- (4) 医師となった後、直ちに臨床研修に従事し、その後も継続して後期研修等に従事したが、その後、後期研修等に従事しなくなったとき。
- (5) 大学を卒業した後、2年以内に医師とならなかったとき。

6 返還債務の裁量免除

返還債務の当然免除のほか、被貸与者が次の要件のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務について当該右欄の額を免除することができる。

要件	免除の額
(1) 被貸与者が、大学卒業後、2年以内に医師となり、直ちに臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事している場合において、資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達していないとき	被貸与者の在職期間を当該被貸与者が臨時特例修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値を当該被貸与者の返還債務の額に乗じて得た額に相当する額
(2) 被貸与者が死亡（在学中の死亡、在職に公務上の事由により死亡した場合を除く）又は心身の故障その他やむを得ない事情により、臨時特例修学資金を返還することができなくなったとき	被貸与者の返還債務の全部又は一部に相当する額
(3) 大学を卒業した後、2年以内に死亡したとき	被貸与者の返還債務の全額

7 施行日
公布の日

《決算関係》

- 議案第73号 平成22年度南相馬市水道事業会計決算認定について
- 議案第74号 平成22年度南相馬市病院事業会計決算認定について
- 議案第75号 平成22年度南相馬市工業用水道事業会計決算認定について
- 議案第76号 平成22年度南相馬市下水道事業会計決算認定について

《補正予算関係》

- 議案第77号 平成23年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第78号 平成23年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第79号 平成23年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第80号 平成23年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について
- 議案第81号 平成23年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第82号 平成23年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について
- 議案第83号 平成23年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第84号 平成23年度南相馬市水道事業会計補正予算について
- 議案第85号 平成23年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第86号 平成23年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
- 議案第87号 平成23年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

《その他》

議案第88号 財産の無償譲渡について

【趣旨】

地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】**1 譲渡する建物の表示**

所在地 南相馬市原町区石神字北明内1番3

構造 木造瓦葺平屋建

用途 集会所

床面積 112.39㎡

2 評価額

1,277,520円

3 処分の相手方

福島県南相馬市原町区石神字石神17番地

石神行政区会

会長 伏見 利政

集会所の概要

- | | |
|--------|--|
| ①名称 | 石神生活改善センター |
| ②建設年度 | 昭和55年度 |
| ③建設事業名 | 山村地域農林漁業特別対策事業により建設 |
| ④費用負担 | 地元（石神）行政区が建設費の30%を負担（2,737千円） |
| ⑤管理形態 | 当初から石神行政区に施設管理を委託 |
| ⑥利用形態 | 専ら地元行政区に限られている。 |
| ⑦処分制限 | 国の補助金交付規則により処分の制限を受ける期間（24年）をすでに経過しており、財産処分の制限は受けない。 |